

「全県リビングラボ構想」PR 動画作成及び広報業務 プロポーザル実施要領

1 業務の名称

「全県リビングラボ構想」PR 動画作成及び広報業務

2 発注者

群馬県知事 山本一太（担当課：未来投資・デジタル産業課）

3 趣旨・目的

人口減少や産業構造の変化、社会課題の高度化・複雑化が進む中、従来の枠組みや単独の取組だけでは、持続可能な地域づくりや新たな価値の創出が困難となっている。こうした時代の変化に対応するため、群馬県では、県内全域を実証の場（全県リビングラボ構想）として活用し「新しいことは群馬で試す そして仕事にする」をテーマに異業種連携や官民共創によって群馬発の新たなビジネスやサービスの創出を支援している。

全県リビングラボ構想（実証フィールド、ぐんま未来共創トライアル補助金等）について PR 動画を作成し、魅力的かつ効果的な発信を行い、全県リビングラボ構想を推進することを目的とする。

本業務においては、過度に演出された映像表現よりも、実証フィールドおよびぐんま未来共創トライアル補助金の内容・活用メリットを簡潔かつ正確に伝えることを重視する。

特に、県内外のビジネスパーソン、企業、スタートアップ等が制度を理解し「群馬で試してみたい」と感じることを目的とし、実務目線での分かりやすさを重視した動画制作および広報展開を行うものとする。

4 業務の内容・予算額

「全県リビングラボ構想」PR 動画作成及び広報業務 仕様書のとおり

（採用された企画提案に基づき、業務内容を調整する）

5 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (2) 群馬県の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと
- (3) 会社法に基づく清算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと
- (5) 委託契約における業務受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと
- (7) 所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと
- (8) 本業務の執行にあたり、群馬県の指示に従い、経理処理や業務遂行、その報告などを適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること

6 スケジュール

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 企画提案募集 | 令和8年5月15日（金）～6月1日（月） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年5月27日（水） |
| (3) 参加申込期限 | 令和8年6月1日（月） |
| (4) 書類提出期限 | 令和8年6月3日（水）正午 |
| (5) 一次審査（書面審査） | 令和8年6月8日（月）～6月12日（金） |
| (6) 二次審査（プレゼンテーション審査） | 令和8年6月18日（木）頃 |
| (7) 採用案決定通知 | 令和8年6月22日（月）頃 |
| (8) 契約期間 | 契約締結日～令和9年3月17日（水） |

※一次審査は、企画提案書等の提出者が3者を上回った場合に実施

※一次審査結果通知は、一次審査を実施しない場合、二次審査の詳細のみ通知する。

7 質問受付

- (1) 質問受付期限
令和8年5月27日(水)
- (2) 質問方法
下記(3)のアドレスあて **【別紙様式第2号「全県リビングラボ構想」PR 動画作成及び広報業務 質問書】**
により、電子メールで提出すること
※電子メールの件名は「質問（「全県リビングラボ構想」PR 動画作成及び広報業務）_事業者名」とすること。
※質問を提出した旨を電話で連絡すること
- (3) 提出先
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁11階北側
群馬県 産業経済部 未来投資・デジタル産業課
新事業推進室 デジタル産業創出係
担当者 鈴木、太田
TEL 027-226-3341
メール miraitoushi@pref.gunma.lg.jp
- (4) 回答
質問書受付日から原則3日以内(土・日曜日・祝日を除く)に電子メールにより回答する。質問の内容や回答は、個別の企画提案の内容に関わるものを除き、県ホームページに公開する場合がある。また、回答は企画提案要領及び仕様書の追加又は修正等として扱うことがある。※質問提案者名は公開しない。

8 参加申込

- (1) 申込期限
令和8年6月 1日(月)
- (2) 申込方法
上記7(3)のアドレスあて **【別紙様式第1号 参加申込書】**により、電子メールで提出すること
※電子メールの件名は「参加申込（「全県リビングラボ構想」PR 動画作成及び広報業務_事業者名）」とすること
※提出した旨を電話で連絡すること

9 実施要領・仕様書・別紙様式第1～7号の配布

配布資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- (1) 「全県リビングラボ構想」PR 動画作成及び広報業務プロポーザル実施要領【本資料】
- (2) 「全県リビングラボ構想」PR 動画作成及び広報業務 仕様書
- (3) 参加申込書【様式第1号】
- (4) 秘密保持契約書【様式第2号】
- (5) 質問書【様式第3号】
- (6) 企画提案書【様式第4号】
- (7) 業務実施体制【様式第5号】
- (8) 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)【様式第6号】
- (9) 課税(免税)事業者届出書【様式第7号】

10 応募手続き

応募する場合は、次のとおりデータを提出する。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書 **【別紙様式第4号】**
 - ・提案の考え方
 - ・仕様書「5 業務の内容」に係る実施方法、提案
 - ・業務の実施方針
 - ・業務実施スケジュール
 - ・過去の類似事例の実績など
 - ・その他
 - イ 業務実施体制 **【別紙様式第5号】**
 - ウ 費用見積書 **【任意様式】**

※宛先は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること

※見積額が仕様書に記載した限度額を超えた場合は失格とする。

エ 暴力団排除に関する誓約書 **【別紙様式第6号】**

オ 課税（免税）事業者届出書 **【別紙様式第7号】**

カ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）

キ 決算書の写し（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））

ク 会社案内パンフレット等応募事業者の概要がわかる資料

ケ その他、必要な資料（任意）

（上記エ、カ、キは、群馬県の「物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要）

(2) 提出方法

下記の提出先あて、電子メールでの送付により提出すること

<提出先>上記7(3)のとおり

※電子メールの件名は「応募（「**全県リビングラボ構想**」PR 動画作成及び広報業務）_事業者名」とすること。

※データのサイズが**7MB**を超える場合は、事前に群馬県に連絡した上で、県の指定するファイル共有システムにより提出することとする。

※提出した旨を電話で連絡すること。

(3) 提出期限

令和8年6月 3日（水）正午

(4) 書類の取扱い

・提出された応募書類及びデータ（以下「応募書類等」という。）は返却しない。

・提出された応募書類等は、審査の必要上、複製を作成する場合がある。

審査の都合上、提出された応募書類等の全部又は一部について紙媒体による提出を求めることがある。

・提出された応募書類等は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、事業者として採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）、「群馬県情報公開条例」（平成12年6月14日条例第83号）に準じ、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

(5) その他

・応募書類等の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。

・提案者が応募書類等に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。

・提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出する。

1.1 審査

提出された応募書類等に基づき、書面審査による一次審査を行い、その後、第一次審査通過者を対象に、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリング等による第二次審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行う。

審査は、「**全県リビングラボ構想**」PR 動画作成及び広報業務 委託事業者選定審査委員会」が行う。

(1) 一次審査

・審査期間

令和8年6月 8日（月）～6月12日（金）

・審査方法

応募書類等を基に書類審査を行う。

・審査項目

①業務実績・理解度（15点）

②動画企画・表現の妥当性（25点）

③広報・SNS活用提案の効果性（30点）

④実施体制・スケジュールの確実性（10点）

⑤ 見積内容の妥当性（20点）

・結果連絡

応募者全員に結果を連絡する。（6月15日（月）頃）

(2) 二次審査

・審査期間

令和8年6月 18日(木)頃

- ・審査方法
対面形式でのプレゼンテーション、ヒアリング等により審査を行う。
(時間等の詳細は一次審査通過者に連絡する)

1.3 契約

(1) 契約期間

契約締結日～令和9年3月17日(水)

(2) 契約方法

- ・群馬県財務規則に基づき、群馬県が優先交渉者と契約締結の交渉を行う。
- ・契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する。
- ・契約締結の際は、群馬県から上記交渉後の仕様書を示し、優先交渉者は見積書を提出する。
- ・上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

1.4 要領記載外の事項

本実施要領に定めのない事項、又は記載事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県知事が定めるものとする。